平成２５年（フ）第１１４９４号
東京都大田区萩中２丁目３―13
債務者　高畠素直子（旧姓矢板）
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８２１号
神奈川県鎌倉市雪ノ下４丁目12番28号
債務者　森　真祈子
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月15日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７５号
北海道河東郡音更町宝来西町南２丁目６番地15　ライトハウスパートⅡ202号室
債務者　福田　祐司
1　決定年月日時　平成25年10月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１７９号
北海道河東郡音更町木野新町１番地38　コーポ友西２
債務者　坂本　茂子
1　決定年月日時　平成25年10月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１号
鹿児島県指宿市十二町111番地１
破産者　バン・データ・システム株式会社
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２５年（フ）第６２７号
埼玉県和光市新倉２丁目31番２号
破産者　有限会社若林トレーディング
1　決定年月日　平成25年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６８０号
さいたま市桜区西堀７丁目23番２号
破産者　有限会社勝島管工
1　決定年月日　平成25年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９１号
茨城県土浦市神立町3616番地の１
破産者　有限会社セットアップサービス
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２５８７号
名古屋市北区新沼町108番地
破産者　中京食材株式会社
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１９８号
名古屋市千種区春岡２丁目26番９号
破産者　有限会社真永工業
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４号
札幌市白石区平和通２丁目北６番28号
破産者　株式会社北王ツーリスト
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７８２号
札幌市西区八軒１条西１丁目１番26号
破産者　株式会社ファスト
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３９３号
札幌市北区屯田６条１丁目３番２号
破産者　野戸斫り工業有限会社
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４０号
岩手県花巻市石鳥谷町好地第３地割90番地２
破産者　ササキ工業株式会社
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第９６号
岩手県北上市和賀町岩崎27地割95番地
破産者　株式会社小田島工業
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１３７号
盛岡市南大通１丁目15番７号
破産者　株式会社東日本エージェンシー
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２７号
仙台市青葉区落合１丁目14番46号、商業登記簿上の本店所在地仙台市青葉区旭ケ丘４丁目26番10号
破産者　株式会社テイー・ケー・プランニング
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３６１号
仙台市宮城野区福田町南１丁目１番33号
破産者　有限会社イー・シー
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２６号
三重県多気郡明和町大字大淀2943番地15
破産者　有限会社ジーメンテ
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第２１号
三重県北牟婁郡紀北町海山区船津1606番地１
破産者　田中　恭嗣
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２５年（フ）第２２号
三重県北牟婁郡紀北町海山区相賀395番地２
破産者　中谷　征夫
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部